

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第7号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第227の項の次に次のように加える。

27の2	一般国道432号	世羅郡世羅町大字本郷字広瀬624番1先から 世羅郡世羅町大字川尻字友広58番2先まで
------	----------	---

別表第236の2の項を36の3の項とし、36の項中「広島市佐伯区五日市町大字石内5259番1先」を「広島市安佐南区沼田町大字大塚3051番1先」に改め、同項の次に次のように加える。

36の2	県道広島湯来線	広島市佐伯区五日市町大字石内5288番1先（五日市インターチェンジ）から 広島市佐伯区五日市町大字石内5259番1先まで
------	---------	---

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。